

第3次 丹波市男女共同参画計画

丹(まごころ)の里 ハーモニープラン

概要版

平成30年 3月

丹(まごころ)の里



丹波市

計画の概要

計画策定の趣旨

人口減少社会の本格的な到来やこれに伴う社会の変化、豪雨災害を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、丹波市を取り巻く情勢が大きく変化する中、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要となっています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策のより一層の推進を図るため、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「第3次丹波市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の位置づけ

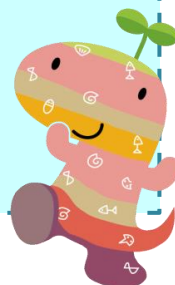
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市町村が策定する「市町村男女共同参画計画」です。
- 2013（平成25）年に策定した「第2次丹波市男女共同参画計画」（計画期間：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）の取組の成果や課題を踏まえ策定する後継計画と位置づけます。
- 女性の職業生活における活躍を進めるために必要な項目を盛り込み、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づき市町村が策定する「市町村推進計画」と位置づけます。

計画の期間

2018（平成30）年度から2022年度までの5年間とします。

計画を推進するために

- 市長を本部長とする「丹波市男女共同参画推進本部」において、施策の推進や進捗管理、情報交換を行います。
- 学識経験者や市民等から構成される「丹波市男女共同参画審議会」を設置し、計画の進捗状況や施策のあり方等について意見を聴取し、施策の充実に努めます。
- 本計画の着実な推進と成果の見える化を図るため、毎年度、施策の実施状況を明らかにし、公表します。
- 市民、事業者、団体など様々な主体との連携や協働により、本計画の取組を推進します。



基本理念

施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念を次のとおり掲げます。

認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里

男女共同参画社会を実現するため、「認めあう心」と「支えあう力」のもと、市民、事業者、団体、行政が自覚と責任を持って男女共同参画社会の実現に向け、共に行動することにより、誰もがいきいきと暮らすことができる“丹（まごころ）の里”の実現を目指します。

基本目標

基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標

1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

基本目標

2

あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

基本目標

3

仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力を発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

基本目標

4

健やかに安心して暮らせる社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）や各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

基本目標

1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本方針 1 男女共同参画に対する意識の定着

- あらゆる機会を通じ効果的でわかりやすい広報、啓発に取り組みます。
- 自治会における男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員の活動支援に努めます。

推進項目

- ◆意識改革のための広報・啓発の推進
- ◆男女共同参画に関する情報提供の充実
- ◆固定的性別役割分担意識の解消
- ◆自治会男女共同参画推進員の活動支援

基本方針 2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- 学校における男女共同参画に関する教育の充実や学校運営に男女共同参画の視点を取り入れるため、女性管理職の登用に取り組みます。
- 性別にとらわれない多様な進路等の選択を可能にする指導に取り組むとともに、男女共同参画についての教職員への研修等の充実に取り組みます。

推進項目

- ◆男女共同参画に関する教育の充実
- ◆多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ◆教職員に対する研修の充実

基本方針 3 推進体制の整備

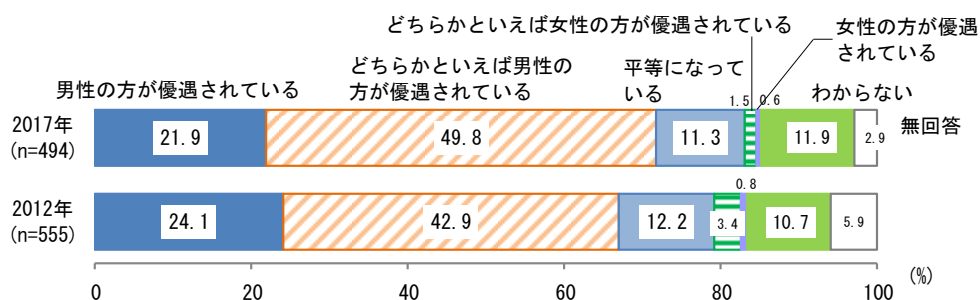
- 市民、事業者、団体、行政がそれぞれの責務により男女共同参画を進めるための条例の制定や、情報提供、啓発、相談、交流の場の提供等、男女共同参画施策を推進する拠点となる施設の整備に優先的に取り組みます。

推進項目

- ◆男女共同参画の実現に向けた条例の制定
- ◆男女共同参画を推進する拠点施設の整備

市民の意識は…

【社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感】



出典：丹波市男女共同参画市民意識調査

基本方針 1 働く場における男女共同参画の推進

- 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を進めるため、関係機関と連携しながら、事業主への啓発や働きかけを推進します。
- 自営業に従事する女性が十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけるとともに、経営者としての資質向上を図るための支援や情報交換の場づくりに努めます。

推進項目

- ◆男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- ◆農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進

基本方針 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 審議会等の委員への女性の登用を推進します。
- 市役所自らがモデル的な職場となれるよう、女性職員の個性と能力が十分に発揮できる職場環境づくりに取り組みます。
- 事業主に対して、先進事例の紹介を通じ女性が男性とともに能力を十分に発揮できる環境づくりを促します。

推進項目

- ◆審議会等委員への女性の積極的登用
- ◆市役所管理職への女性職員の登用促進
- ◆事業所における方針決定過程への女性の参画促進

基本方針 3 女性の能力発揮に対する支援

- 女性の継続就業に必要な情報の提供や、再就業、起業等を目指す女性に対する支援などに取り組みます。
- 女性が個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる環境を整備するため、情報や学習機会の提供など、キャリアアップのための支援に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立やキャリア形成の中での悩みの相談や情報交換等を行うネットワークづくりに取り組みます。

推進項目

- ◆継続就業・再就業・起業に対する支援
- ◆女性リーダーの育成
- ◆女性のネットワークづくりへの支援

基本方針 4 地域活動等における男女共同参画の推進

- 自治会活動における男女の意識改革の促進と役員への女性登用に係る「しくみ」づくりを支援します。
- 様々な地域づくり活動において男女が共に活躍できるよう、人材や団体等の育成に取り組みます。

推進項目

- ◆自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり
- ◆男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援

基本目標

3

仕事と生活の調和が図れる環境づくり

基本方針 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革

- 誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、事業主及び労働者に対する意識啓発に努め、男性の家事、育児、介護等への参画促進を図ります。

推進項目

- ◆意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進
- ◆男性の家事・育児・介護への参画促進

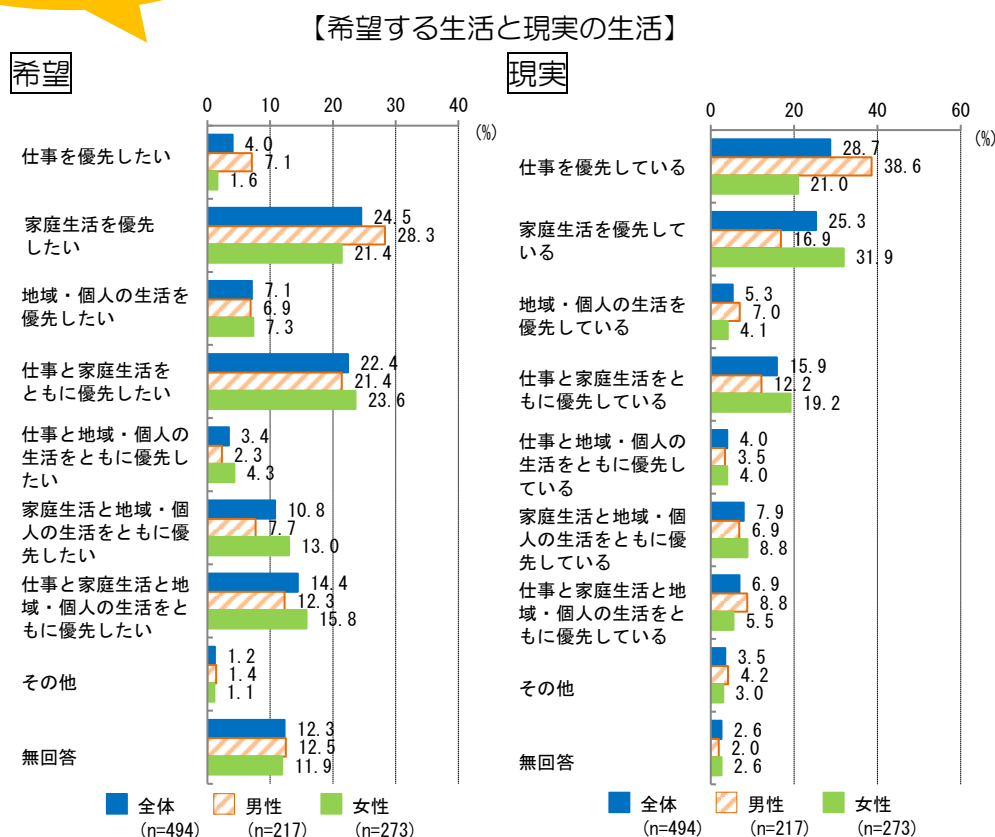
基本方針 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進

- 多様な就労形態の導入や長時間労働削減などの働き方の見直し、育児休業・介護休業等の制度整備と円滑な運用について関係機関と連携し、事業主に向けた啓発を推進します。
- 働きながら安心して子どもを産み育てることができることや家族の介護ができるよう、多様なニーズに対応する保育サービスや介護サービスの充実に取り組みます。

推進項目

- ◆育児・介護休業制度の整備と活用の促進
- ◆多様な働き方に対する支援
- ◆子育て・介護支援の充実

市民の意識は…



基本方針 1 あらゆる暴力の防止と根絶

- DVや虐待、各種ハラスメントなどの行為は人権侵害であることを周知する広報・啓発を強化するとともに、関係機関と連携し、暴力や虐待等の防止・根絶のための対策を推進します。

推進項目

- ◆DV対策の推進
- ◆各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進
- ◆児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

基本方針 2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 多様な生き方を認めあう意識を醸成するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、相談体制をはじめ、各種支援のための取組を充実します。
- 高齢者や障がい者とその家族や支援者等が安心して暮らせる地域社会を目指した環境整備に努めます。

推進項目

- ◆高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり
- ◆ひとり親家庭等への支援の充実
- ◆各種相談体制の充実
- ◆性的マイノリティに関する理解の促進

基本方針 3 生涯にわたる健康づくり支援

- 誰もが生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れるよう、健康に関する知識や情報の提供、疾病予防などに総合的に取り組みます。
- 女性の妊娠・出産期における継続した母子保健サービスを確立し、安心して子どもを産み育てられるように取り組みます。
- 個々人に応じたがん検診や生活習慣病の予防対策を進めます。

推進項目

- ◆男女の心身の健康保持・増進への支援
- ◆妊娠・出産等に関する支援の充実

基本方針 4 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

- 防災会議等への女性の登用などを促進し、女性の視点やニーズを生かした防災体制の整備・充実を図るとともに、減災についての取組支援に努めます。

推進項目

- ◆男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

数値目標

*市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載しています。それぞれの計画の見直しに併せて、目標数値を改定します。

基本目標	NO	項 目	直近数値 (2016年度)	目標数値 (2022年度)
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	30.0%
	2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	60.0%
	3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	(2019年度) 60.0%
	4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	(2020年度) 16.0%
2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センター（仮称）の名称も機能も知っている人の割合	—	30.0%
	6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数	(2017年度) 10事業所	60事業所
	7	審議会等委員の女性割合	(2017年度) 25.1%	35.0%
	8	女性農業委員数	(2017年度) 1人	3人
	9	市役所職員の女性管理職割合	(2017年度) 9.4%	15.3%
	10	男女共同参画センター（仮称）登録団体数	—	30団体
	11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	30.0%
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	40.0%
	13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	(2019年度) 60.0%
	14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	5.0%
	15	市役所における男性育児休業取得率	0%	(2020年度) 10.0%
	16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	40.0%
4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	70.0%
	18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	80.0%
	19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	(2019年度) 55.0%
	20	子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	(2025年度) 50.0%
	21	乳がん検診受診率（40～69才までを対象）	14.4%	(2025年度) 60.0%
	22	女性消防団員数	(2017年度) 10人	15人

第3次
丹波市男女共同参画計画
〔概要版〕

発行：丹波市まちづくり部人権啓発センター
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
TEL：0795-82-0242 FAX：0795-82-4370
<http://www.city.tamba.lg.jp>